

IVEX 製品 ソフトウェア使用許諾契約書

本 IVEX 製品 ソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」といいます。)は、日本ナレッジ株式会社 IVEX 営業部(以下「IVEX」といいます)が、IVEX 製品を購入された方(以下「ライセンサー」といいます。)に対し IVEX 製品 ソフトウェアの使用を許諾する条件を定めています。

本契約が同封されていた IVEX 製品を受領することにより、ライセンサーは、本契約の全ての条項に拘束されることに同意し、本契約の当事者となります。なお、IVEX がウェブサイト上で随時掲載する IVEX 製品に関する本契約、ルールおよび諸規定等に事前に承諾の上ご注文をいただくものとします。

第1条 定義

本契約において使用される以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- 「仕様書」とは、本ソフトウェア(第4号に定義)の機能を定義するための IVEX が指定する資料を意味します。
- 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。
- 「本製品」とは、本ソフトウェア及び本ソフトウェアを包含する格納媒体及び本ソフトウェアの仕様書、説明書、マニュアル等の文書又は電子文書の総称を意味します。
- 「本ソフトウェア」とは、IVEX が権利を保有する上記に記載された製品名及びVersionにより特定されるソフトウェアのオブジェクト・コードの複製物の総称を意味します。本ソフトウェアがバージョンアップされ、ライセンサーがその新しいバージョンを有効に取得した場合は、かかるソフトウェアも含まれるものとします。

第2条 使用許諾

- IVEX はライセンサーに対し、本契約の有効期間中、本製品を本条の定める条件に従い通常の用法により使用することを、非独占的に許諾します。
- ライセンサーは、本製品を日本国内で且つ、IVEX が定める本ソフトウェアの使用目的においてのみ使用することができるものとし、IVEX の事前の書面による承諾なくその他の地域又はその他の目的で本製品を使用しないものとします。特に核兵器若しくは化学兵器及び生物兵器等これらを運搬する為のミサイル等の大量破壊兵器又は、通常兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的で自ら利用し又は、第三者に利用させないものとします。
- 第1項に定める使用許諾は、ライセンサーが別途ご購入いただく IVEX 製品 保守サービス契約に同意することを前提としており、ライセンサーがこれらの契約に同意しない場合にはライセンサーは本製品を使用することができないものとします。
- 本契約のライセンサーが追加ライセンスを購入された場合には別途追加保守サービス料金が発生します。

第3条 本製品の取り扱い

- ライセンサーは、本契約で認められた場合を除き、本製品につき、如何なる理由に基づいても、譲渡、移転、担保設定、使用許諾、貸借その他の処分をしてはなりません。
- ライセンサーは、解除その他理由の如何に拘らず、本契約が終了した場合には、IVEX の指示に従い、本製品につき IVEX に対する返却、廃棄その他の処分を行います。

第4条 再許諾の禁止等

ライセンサーは、IVEX の事前の書面による承諾なく、本製品について本契約に基づき許諾された権利を、第三者に対し再許諾しないものとします。ライセンサーが IVEX の事前の書面による承諾を得て、本製品について本契約に基づきライセンサーに許諾された権利を第三者に再許諾した場合には、本契約の適用

上当該第三者の行為はライセンサーの行為とみなし、ライセンサーは IVEX に対し当該第三者の行為につき一切の責任を負担するものとし、IVEX が当該第三者の行為に基づき被った一切の損害を賠償するものとします。

第5条 知的財産権

- 本製品に関する知的財産権は全て IVEX 又は IVEX にライセンスを許諾した者に帰属するものとします。
- ライセンサーは、本製品について、本契約に基づき第2条に定める使用権のみを付与されるものであり、本製品に関するいかなる知的財産権の移転又は譲渡も受けるものではありません。
- ライセンサーは、本製品の全部又は一部につき IVEX 又は IVEX にライセンスを許諾した者の知的財産権を侵害する行為(複製、改変、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを含みますが、これに限定されません。)をしてはなりません。
- ライセンサーは、本製品に含まれる製品表示、著作権表示、商標その他の表示を IVEX の事前の書面による承諾なく除去又は変更しないものとします。

第6条 保証及び責任制限

- 本契約の有効期間中に本製品の欠陥(仕様書に規定されたとおりに機能が動作しないことを意味します。以下本条において同じ。)が発見されたときは、IVEX は自己の判断により、速やかに補修、交換その他 IVEX が適当と認める措置を無償で講ずるものとします。但し、当該欠陥がライセンサーの責に帰すべきものである場合、ライセンサーが本契約に定める使用条件に反して本製品を使用した場合、その他当該欠陥が IVEX の責に帰すべきものでない場合は、この限りではありません。
- IVEX はライセンサーが本製品を使用したことにより被った損害につき、例え、IVEX がかかる瑕疵、損傷又は故障の可能性について知らされていた場合であったとしても、何らの責任を負わないものとします。
- 本条の規定は、本製品の瑕疵、損傷又は故障に関する IVEX の法律上の一切の責任(瑕疵担保責任、債務不履行責任及び不法行為責任を含みます。)を規定したものであり、IVEX は本条に定めるほか、本製品の瑕疵、損傷又は故障について、直接又は間接を問わず、何らの責任も負わないものとします。
- 消費者契約法その他の法令により第2項又は第3項の責任制限が適用されない場合には、IVEX がライセンサーに対して負う可能性のある損害賠償責任の金額は、ライセンサーが本製品を購入した代金の金額を上限とします。

第7条 保証の否認

- 本製品は現状有姿で提供されるものとし、IVEX は、明示黙示を問わず、本製品につき、商業利用の可能性、特定目的に対する適合性、権利侵害の不存在などに関するいかなる種類の保証も行いません。
- IVEX は、ライセンサーが IVEX 又は販売店その他の第三者から直接又は間接に本製品に関する情報を得た場合であっても、IVEX はライセンサーに対し本契約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行いません。
- ライセンサーは、自己の責任で本製品を利用するものとし、本製品を利用することが、ライセンサーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、IVEX はライセンサーによる本製品の利用が、ライセンサーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

第8条 技術サポート

本製品に関する技術サポートは、IVEX または販売店とライセンサーとの間で別途締結される IVEX 製品保守サービス契約の規定によるものとし、IVEX はライセンサーに対し本契約に基づきいかなる技術サポートも行う義務を有しないものとします。

第9条 紛争処理及び損害賠償

- ライセンサーは、本契約に違反することにより、又は本製品の利用に関連して IVEX に損害を与えた場合、IVEX に対しその損害を賠償しなければなりません。
- 本製品の利用に関連して第三者からクレーム、損害賠償請求その他の主張又は請求がなされた場合には、ライセンサーの費用と責任においてこれを処理するものとし、IVEX がかかる第三者からの請求に基づき損害を被った場合には、ライセンサーはその損害を賠償するものとします。

3. ライセンシーは、本製品の瑕疵又は権利関係に関して、第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求又は主張がなされた場合には、遅滞なく IVEX に通知すると共に、IVEX の指示に従うものとします。

第 10 条 ライセンス遵守状況の確認

IVEX はライセンシーが本契約を遵守していることを確認するためにいつでもライセンシーに対し本製品の利用状況の報告を求めることができ、ライセンシーは IVEX の請求があるときは速やかに IVEX の指定する方法で本製品の利用状況につき正確な報告を行うものとします。

第 11 条 有効期限

本契約の有効期間は、IVEX 製品保守サービス契約の契約を条件に本製品を受領した日から、1 年間とします。但し本製品に関する IVEX 製品保守サービス契約を更新した場合は、これら契約の終了日までを有効期限とします。

第 12 条 解除等

1. ライセンシーが、本契約に違反し、その是正を求める通知を受領後 15 日以内に当該違反の是正及び当該違反に基づく損害の賠償をしない場合には、IVEX は、ライセンシーに書面で通知することにより直ちに本契約を将来に向かって解除することができます。
2. 本契約に定める使用許諾は、ライセンシーが別途ご購入いただく IVEX 製品保守サービスに同意し、かかる契約が有効に存続することを前提としており、ライセンシーがこれらの契約のいずれかが何らかの理由で終了した場合には本契約も自動的に終了するものとします。
3. 本契約についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は本書に基づく対象製品の使用はできないことに同意し、IVEX は、事前に通知又は催告することなく、本契約を解除することができます。

第 13 条 契約終了時の扱い

本契約が期間満了又は解除により終了した場合には、ライセンシーは本製品を利用することができないものとし、IVEX は本製品の利用停止によりライセンシーが被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第 14 条 代金の不返還

ライセンシーが本契約に関連して IVEX 又は購入店に支払った代金は、サービス提供の中断若しくは停止又は本契約の終了(期間途中で解除その他の理由に基づき終了した場合も含む。)、その他理由の如何を問わず、一切返還されないものとし、ライセンシーは本条においてこれに同意するものとします。

第 15 条 違法複製に関する制裁

ライセンシーは、本契約に違反して本ソフトウェア及び/又は本製品の複製を行った場合においては、1 回の複製につき本製品の通常小売価格の 3 倍に相当する金額を、違約金として IVEX に対して支払わなければならないものとします。但し、本条は IVEX がライセンシーの違法複製により被った損害の賠償をライセンシーに対して請求することを制限するものではありません。

第 16 条 秘密保持

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して、ライセンシーが、IVEX より口頭、書面、コンピュータネットワーク、その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、IVEX に関する技術、営業、業務、組織に関する全ての情報を意味します。
2. ライセンシーは、秘密情報を本契約の目的のみに利用するとともに、IVEX の書面による承諾なしに第三者に IVEX の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。但し、裁判所の命令、その他法律上の強制力を伴う義務に基づき開示する場合はこの限りではありません。
3. ライセンシーは、本契約の終了時又は IVEX から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、IVEX の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄します。

第 17 条 本契約の変更

1. IVEX は、本契約の内容を自由に変更できるものとします。
2. IVEX は、本契約の内容を変更した場合には、ライセンシーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、ライセンシーが本製品を使用した場合又は IVEX の定める期間内に異議を申し述べなかった場合は、ライセンシーは、本契約の変更同意したものとみなします。

第 18 条 連絡通知

本契約に関する通知又は連絡は、IVEX の定める方法で行うものとします。

第 19 条 譲渡禁止

ライセンシーは、IVEX の書面による事前の同意なくして、本契約の契約上の地位又は本契約に関して発生する権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとします。

第 20 条 輸出制限

本ソフトウェアは、外為法リスト規制該当であり、又米国輸出関連規則(EAR)に該当品であるので輸出する場合には、輸出関連法規に基づく所定の手続きを講じるものとする。ライセンシーは、IVEX の書面による事前の同意なくして、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。

第 21 条 不可抗力

IVEX は、自らの合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピュータウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれらに限定されない。)により本契約上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中ライセンシーに対し債務不履行責任を負わないものとします。

第 22 条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関して、IVEX とライセンシーとの完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、当事者間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先するものとします。

第 23 条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 24 条 存続既定

第 3 条乃至第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条乃至第 15 条、第 18 条乃至第 23 条および第 25 条の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

第 25 条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条 協議

本契約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとします。

日本ナレッジ株式会社

〒111-0042

東京都台東区寿 3-19-5 JSビル

Copyright (c) 2010-2013 IVEX Inc. All Rights Reserved